

県本部各部課長 殿
県下各警察署長

原	議	永	年	保	存
共	00	00	10	31	5年

宮本組第455号
令和5年4月18日
宮城県警察本部長

宮城県警察通訳要員運用要綱の一部改正について（通達）

本県警察における通訳要員の運用については、「宮城県警察通訳要員運用要綱の改正について（通達）」（平成21年12月2日付け宮本組第899号）により実施してきたところであるが、業務の見直しに伴い、別添のとおり宮城県警察通訳要員運用要綱を一部改正したので、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、これに伴い、前記通達は廃止する。

記

1 改正の要点

- (1) 通訳等の定義に手話通訳を追加した。
- (2) 「委嘱外の通訳人」を規定し、その通訳要請及び運用要領を規定した。
- (3) 部外通訳人の委嘱について、「自薦」に関する事項を追加した。
- (4) 外国語による110番通報受理時の通訳要請及び運用の手順を規定した。
- (5) 留置管理業務に係る派遣等の規程を別に定める旨明記した。
- (6) 部外通訳人の誓約書（別記様式第9号）への押印を不要とした。
- (7) 所要の文言の整理を行った。

2 施行期日

令和5年4月18日

別添

宮城県警察通訳要員運用要綱

1 趣旨

この要綱は、通訳要員の運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 用語の定義

この要綱において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

(1) 通訳等

外国語の通訳、翻訳及び校閲並びに手話通訳をいう。

(2) 通訳官

通訳等に従事させるための要員として、警察本部長（以下「本部長」という。）が指定した職員をいう。

(3) 部外通訳人

通訳等に従事させるための要員として、本部長が委嘱した者をいう。

(4) 通訳要員

通訳官及び部外通訳人をいう。

(5) 対象事案

次に掲げるものをいう。

ア 外国人に係る犯罪、国民の国外犯、大公使館に係る犯罪、その他外国に係る犯罪の捜査

イ 前記ア以外の警察活動で通訳等を必要とする事案

(6) 所属長等

所属長（警察本部の部及び仙台市警察部に置かれた課等の長、警察学校長並びに警察署長をいう。以下同じ。）及び捜査本部長をいう。

(7) 主管課長

対象事案を主管する所属長（警察署長を除く。）をいう。

3 運用の基本

(1) 通訳要員の派遣、通訳要員による電話等での通訳又は通訳要員による翻訳若しくは校閲（以下これらを「派遣等」という。）は、対象事案を処理する上で、必要やむを得ない場合に限るものとする。

(2) 通訳要員の派遣等は、次の順番に従って行うものとする。

ア 対象事案を処理する所属及び捜査本部に属する通訳官

イ 対象事案を主管する部門に属する通訳官

ウ 宮城県警察通訳センター（以下「通訳センター」という。）に属する通訳官（刑事部組織犯罪対策局組織犯罪対策課に兼務されている者を除く。）

エ 前記アからウまで以外の通訳官

オ 部外通訳人

4 通訳要員の任務

- (1) 通訳官は、対象事案において、取調べ及び通訳等に当たるものとする。ただし、通訳官のうち、警察事務職員は通訳等に当たるものとする。
- (2) 部外通訳人は、対象事案において、通訳等に当たるものとする。

5 通訳官の指定等

(1) 推薦

ア 所属長は、所属の警部（相当職を含む。）以下の職員で、次のいずれかに該当するものを通訳官推薦書（別記様式第1号）により、刑事部組織犯罪対策局組織犯罪対策課長（以下「組織犯罪対策課長」という。）を經由して本部長に推薦するものとする。

- (ア) 警察大学校国際警察センター語学研修科を修了していること。
- (イ) 英語にあつては公益財団法人日本英語検定協会による実用英語技能検定2級以上の資格と同等の資格を、他の言語にあつては実用英語技能検定2級以上の資格と同等と認められる資格を取得していること。
- (ウ) 警察庁主催の外国語技能検定中級以上の資格を取得していること。
- (エ) その他海外勤務、留学等の経験から、通訳等が可能と認められること。

イ 組織犯罪対策課長は、前記アの通訳官推薦書を受理したときは、被推薦者の通訳官としての適格性について審査の上、本部長に報告するものとする。

(2) 指定

ア 本部長は、前記(1)イの規定による報告を受けた職員の中から、適任であると認めた者に対し、指定書（別記様式第2号）により指定するものとする。

イ 組織犯罪対策課長は、通訳官について、通訳官名簿（別記様式第3号）に登載するとともに、通訳官カード（別記様式第4号）を作成の上、通訳センターに備え付けるものとする。

(3) 指定の解除

ア 所属長は、通訳官の通訳能力の低下等により、通訳等に從事させることが妥当でないと認める場合は、通訳官指定解除申請書（別記様式第5号）により、組織犯罪対策課長を經由して本部長に申請するものとする。

イ 組織犯罪対策課長は、前記アの規定による申請を受理したときは、当該指定の解除について審査の上、本部長に報告するものとする。

ウ 本部長は、前記イの規定による報告を受け、解除することが妥当であると認めたときは、その指定を解除するものとする。

6 部外通訳人の委嘱等

(1) 推薦

ア 所属長は、次の要件のいずれにも該当する者を部外通訳人推薦書（別記様式第6号）により、組織犯罪対策課長を經由して本部長に推薦するものとする。

- (ア) 外国語及び日本語に堪能で、部外通訳人として適格性を有すること。
- (イ) 警察業務に理解があり、かつ、社会的信望を有すること。
- (ウ) 被推薦者の公式行事等における通訳経験、海外居住経験、当該外国語及び

日本語を習得した経緯等を具体的に把握していること。

(エ) 被推薦者の承諾を得ていること。

イ 組織犯罪対策課長は、前記アの部外通訳人推薦書を受理したときは、部外通訳人としての適格性について審査の上、本部長に報告するものとする。

(2) 自薦

部外通訳人になろうとする者が、通訳センターに対し、自ら部外通訳人になりたい旨申し出たときは、組織犯罪対策課長が前記(1)－ア－(ア)から(ウ)までの要件を審査の上、本部長に報告するものとする。

(3) 委嘱

ア 本部長は、前記(1)－イ又は(2)の規定による報告を受けた者の中から、適任であると認めた者を委嘱する。この場合において、必要があると認めるときは、当該部外通訳人に対し、委嘱状（別記様式第7号）を交付するものとする。

イ 組織犯罪対策課長は、部外通訳人について、部外通訳人名簿（別記様式第8号）に登載するものとする。

ウ 本部長は、部外通訳人から、誓約書（別記様式第9号）の提出を求めるものとする。

エ 委嘱期間は、当該年度の末日までの期間とする。ただし、再委嘱を妨げない。

(4) 委嘱の解除

本部長は、次のいずれかに該当する場合で、部外通訳人の委嘱を解除することが妥当であると認めたときは、その委嘱を解除するものとする。

ア 本人から解除の申出があった場合

イ 部外通訳人の県外転出、帰国、病気等により委嘱の継続が困難になった場合

ウ 部外通訳人としてふさわしくない非行があった場合

エ 部外通訳人が、前記(1)－ア－(ア)から(ウ)までのいずれかの要件に欠ける事由が生じ、又は判明した場合

オ 部外通訳人が、前記(3)－ウの誓約書の誓約事項に違反した場合

カ その他部外通訳人に必要な適性を欠くと認める場合

7 通訳要員の派遣等

(1) 派遣等の要請

ア 所属長等は、通訳要員の派遣等を必要とするときは、事案の概要、理由、言語、人員、期間等を明らかにし、電話又は口頭で組織犯罪対策課長に派遣等を要請するものとする。

イ 組織犯罪対策課長は、派遣等の要請を受けたときは、通訳派遣等要請受理簿（別記様式第10号）に記載するものとする。

ウ 所属長等は、通訳要員の派遣等が急を要する場合は、通訳官が属する所属長又は部外通訳人に対し、直接その派遣等を依頼することができる。この場合において、事後、速やかに前記アの規定による要請を行うものとする。

エ 地域部通信指令課長は、前記ア及びウの規定にかかわらず、地域部通信指

令課において、外国語による110番通報が受理された場合で、三者通話による電話通訳を要する場合には、通訳官に対し、電話により直接通訳を要請することができる。ただし、地域部通信指令課長は、通訳要請の成否にかかわらず、事後、速やかに要請の結果を電話又は口頭で組織犯罪対策課長に報告するものとする。

(2) 派遣等の実施

ア 組織犯罪対策課長は、派遣等の要請を受け、派遣等が必要であると認めるときは、主管課長と協議の上、通訳要員を選考するものとする。この場合において、通訳官を選考したときは、電話又は口頭で当該通訳官が属する所属長に派遣等を依頼するものとする。

また、部外通訳人を選考したときは、当該部外通訳人に電話又は口頭で連絡の上、派遣等を行うものとする。

イ 前記アの依頼を受けた所属長は、特段の事由がない限り通訳官の派遣等を行うものとする。

ウ 組織犯罪対策課長は、通訳要員の派遣等の措置について、通訳派遣等要請受理簿に必要事項を記載するとともに、電話又は口頭で主管課長に連絡するものとする。

(3) 運用状況の報告等

ア 所属長等は、派遣等を受けた通訳要員を指揮監督し、適正かつ効率的に運用するとともに、通訳対象者の国籍、氏名及び生年月日並びに通訳要員の通訳運用日時等の運用状況について、電話又は口頭で組織犯罪対策課長に報告するものとする。

イ 組織犯罪対策課長は、運用状況等について報告を受けたときは、通訳運用報告受理簿（別記様式第11号）に記載するとともに、当該通訳官が属する所属長に対し、定期的に運用状況を通知するものとする。

(4) 派遣等の解除

ア 組織犯罪対策課長は、通訳要員の派遣等の必要がないと認めるとき、又は所属長から派遣等の解除の申出があったときは、通訳官が属する所属長に派遣等の解除を通知し、又は部外通訳人に派遣等の解除を連絡するものとする。

イ 派遣等の解除の通知を受けた所属長は、通訳官の派遣等を解除するものとする。

(5) 留置管理業務に係る運用

対象事案のうち、留置管理業務に係るものについての通訳要員の派遣等の要請については別に定める。

(6) 委嘱外の通訳人の派遣等

所属長等から派遣等の要請があった場合で、通訳要員の派遣が困難と認めるときは、派遣等の要請をした所属長等及び主管課長等と協議するなどして、他都道府県警察に登録された、若しくは他都道府県警察から委嘱等をされた通訳人又は

企業等に在籍し、通訳等に従事する者（以下「委嘱外の通訳人」という。）に対し、通訳等を依頼することができる。この場合、あらかじめ委嘱外の通訳人の承諾を得て、犯罪捜査の適正化と保秘の徹底等を図るため、誓約書を徴収した上で派遣等を行うものとする。

8 研修

- (1) 組織犯罪対策課長は、通訳要員に対し、通訳等に必要な知識、技術及び外国語能力の向上のため、研修を行うものとする。
- (2) 所属長は、前記(1)の研修に自所属の通訳官を積極的に出席させるなど、通訳等に必要な知識、技術及び外国語能力向上の機会を与えるよう努めなければならない。

9 事務担当課

この要綱に関する事務は、通訳センターが行うものとする。

第 号

指 定 書

所属

階級

氏名

宮城県警察通訳要員運用要綱に基づき

〇〇〇語通訳官に指定する

年 月 日

宮城県警察本部長

印

別記様式第4号（5関係）

通訳官カード				指定	年 月 日	
氏名 生年月日	年 月 日生		所属	係		
			階級(職)	警電		
住所	自宅電話 () - 携帯電話 () -					
最終学歴	年 月 日		卒業・修了・中退			
拝命	年 月 日					
語学区分	1 語	2 語	3 語			
語学資格取得	資格(名称・種類等)			取得年月日		
語学研修等	研修名称等		研修先		期間	
勤務経歴	所属	係	期間	所属	係	期間
備考						